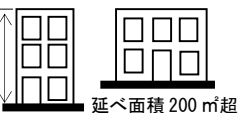
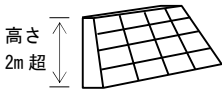
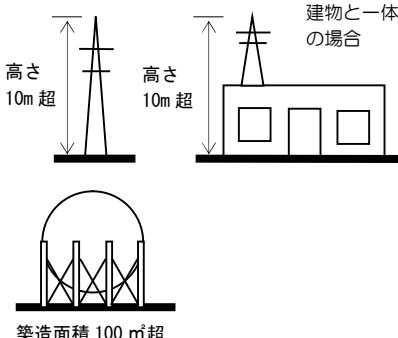
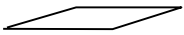
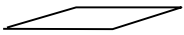


届出が必要な行為

栗山町全域において、次に定める行為が届出対象の行為となります。

種別	届出対象行為		規 模
建築物	新築、増築、改築、移転		延べ面積 200 ㎡又は 高さ 10mを 超えるもの  高さ 10m 超 延べ面積 200 ㎡超
	外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更		上記の規模を超える建築物で外観の 2 分の 1 を超えるもの
工作物	柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物 (特定公共施設、鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設の用に供するものを除く。)		高さ 2m を超えるもの  高さ 2m 超
	・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物 (特定公共施設、鉄道事業法第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設又は電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物を除く。) ・煙突、排気塔その他これらに類する工作物 ・物見塔、装飾塔その他これらに類する工作物 ・彫像、記念碑その他これらに類する工作物 ・観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 ・自動車車庫の用に供する立体的な施設 ・アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 ・石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設 ・汚物処理場、ごみ焼却場、産業廃棄物処理施設その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物 ・高架水槽その他これらに類する工作物 ・その他町長が指定するもの		築造面積 100 ㎡又は高さ 10m(建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10m)を超えるもの  高さ 10m 超 高さ 10m 超 建物と一体の場合 築造面積 100 ㎡超
	太陽光発電設備その他これらに類する工作物		築造面積 1,000 ㎡又は高さ 5m を超えるもの
	外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更		上記の種類及び規模の工作物で外観の 2 分の 1 を超えるもの
開発行為	・都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に規定する開発行為		当該行為に係る土地の面積が 3,000 ㎡を超えるもの  土地面積 3,000 ㎡超
その他	・土地の形質の変更(都市計画法に規定する開発行為を除く)		当該行為に係る土地の面積が 3,000 ㎡を超えるもの  土地面積 3,000 ㎡超
	・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(雪、農業の用に供する有機物資源(堆肥)の堆積を除く)		堆積物の高さ 3m かつ面積 1,000 ㎡を超え、堆積期間が 30 日以上のもの  高さ 3m 超 堆積面積 1,000 ㎡超
届け出る必要のない行為	・上記の規模に満たない行為 ・通常管理行為、非常災害のための応急措置として行う行為など ・景観づくりに支障を及ぼすおそれがないと町長が認める行為		

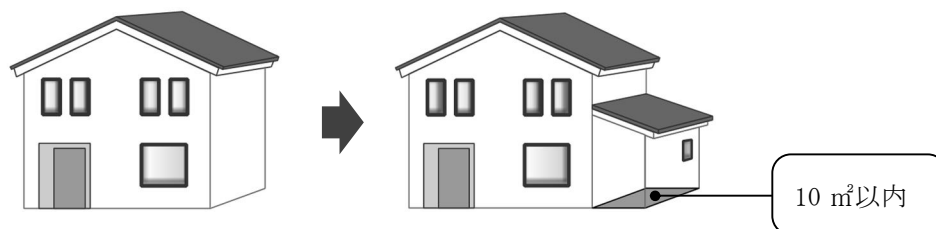
届出の必要のない行為

景観法において届出を不要としている行為

- 通常の管理行為、軽易な行為
(景観法第 16 条第 7 項第 1 号)
- 地下に設ける建築物や工作物の建設等
(景観法施行令第 8 条第 1 号)
- 仮設の工作物の建設等
(景観法施行令第 8 条第 2 号)
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
(景観法第 16 条第 7 項第 2 号)
- その他法令等の規定に基づき行われる行為
(景観法第 16 条第 7 条第 3 号～11 号)

栗山町景観条例において規定する行為

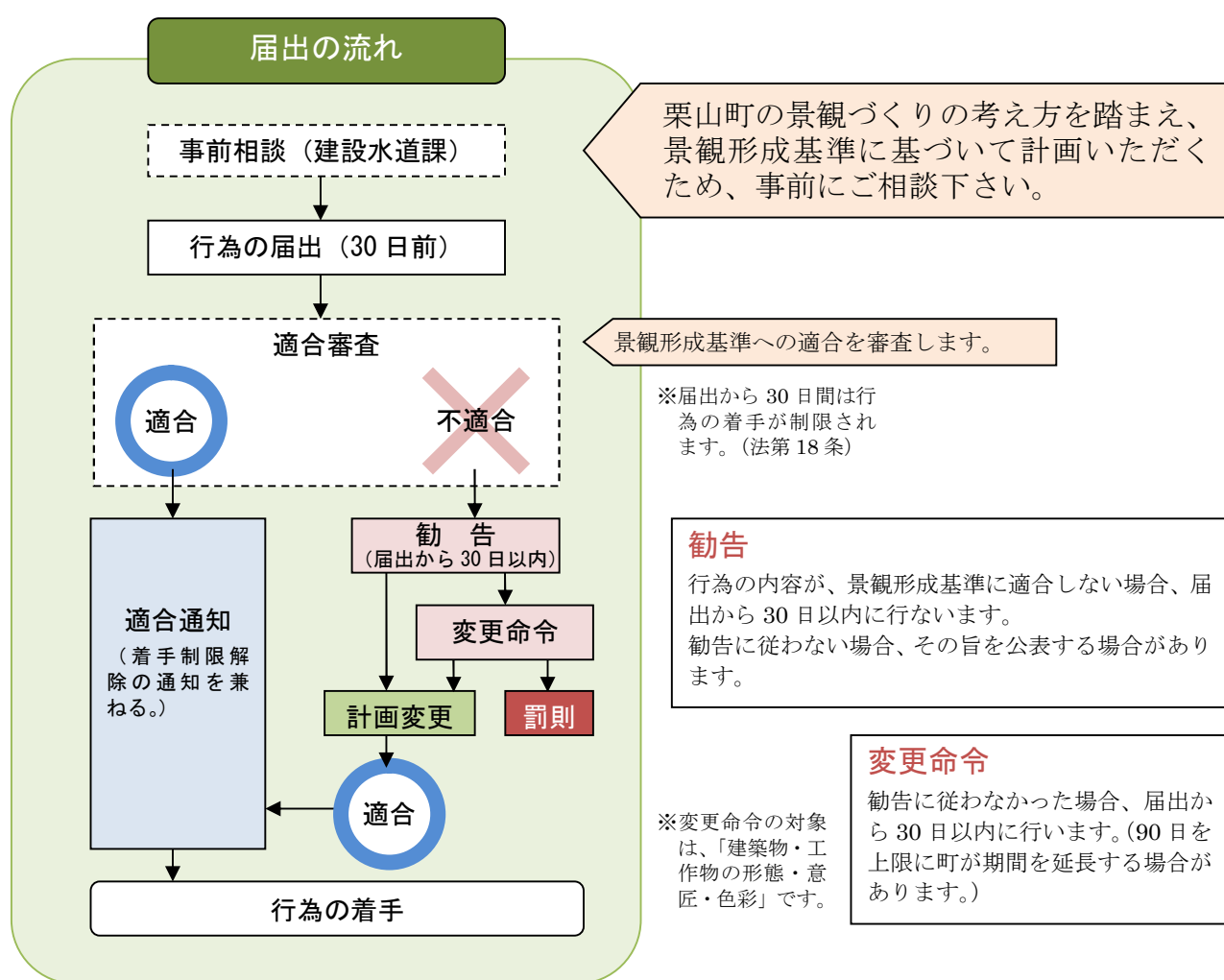
- 景観づくりに支障を及ぼすおそれがないと町長が認める行為
(栗山町景観条例第 11 条)
- 建築物の増築と改築に係る床面積が 10 m²以下の軽微なもの
(栗山町景観条例施行に関する要綱第 3 条)



届出の流れ

●届出の対象となる行為を行う場合は、景観法に基づき着手の 30 日前までに届出が必要となります。

景観法に基づく行為の届出は、平成 25 年 11 月 1 日以後に着手する行為から適用します。
届出の受付は、平成 25 年 10 月 1 日からとなります。



罰則 (景観法)

●届出をしなかった場合又は虚偽の届出をした場合、30 万円以下の罰金に処せられることがあります。【法 102 条】

●変更命令に従わなかった場合、50 万円以下の罰金に処せられることがあります。【法 101 条】

届出に必要な添付書類

- 各行為の所定の届出書（様式第 1 号又は第 2 号）と共に、以下の書類を揃えて届出を行って下さい。
- 届出内容に変更が生じた場合は、速やかに変更行為の届出（様式第 4 号）を行って下さい。

行為の種類		届出書（所定様式）	①付近見取図	②配置図	③各階の平面図	④立面図	⑤地籍図	⑥平面図	⑦断面図等	⑧現況写真	⑨その他
建築物	新築、増築、改築、移転	様式 1	◎	◎	◎	◎	—	—	—	◎	○
	外観を変更する修繕、模様替又は色彩の変更	様式 1	◎	*	*	○	—	—	—	◎	○
工作物	新設、増築、改築、移転	様式 1	◎	◎	◎	◎	—	—	—	◎	○
	外観を変更する修繕、模様替又は色彩の変更	様式 1	◎	*	*	○	—	—	—	◎	○
開発行為		様式 2	◎	—	—	—	◎	◎	◎	◎	○
土地の形質変更		様式 2	◎	—	—	—	◎	◎	◎	◎	○
土石、廃棄物、再生資源等の堆積		様式 2	◎	—	—	—	◎	◎	◎	◎	○

◎必ず添付する書類

○必要と認められた場合添付する書類

* 添付を省略できる書類（栗山町景観条例施行規則第 7 条第 3 項）
— 非該当

①付近見取図	1/2,500 程度	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
②配置図	1/200 程度	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
③各階の平面図	1/100 程度	建築物である場合に限り、各階ごとの平面図
④立面図	1/100 程度	建築物又は工作物の彩色が施された4面の立面図
⑤地籍図	1/2,500 程度	当該行為を行う土地の筆ごとの境界及び地番を表示する図面
⑥平面図	1/200 程度	変更前及び変更後の土地の形状又は設置物の形状を表示する図面
⑦断面図等	1/200 程度	変更前及び変更後の土地の形状又は設置物の形状を表示する図面
⑧現況写真	—	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示すカラー写真（二方向以上）
⑨その他	その他必要と認める図書	

● 届出の受付窓口 ●

栗山町 建設水道課（栗山町役場庁舎 2 階）

Tel : 0123-73-7513（直通） ／ Fax : 0123-72-6355

栗山町で利用できる色彩の範囲

基調色として栗山町で利用できる色彩の範囲は次のとおりとします。

また、周囲との調和を図るため止むを得ない場合は、その都度町と協議することとします。

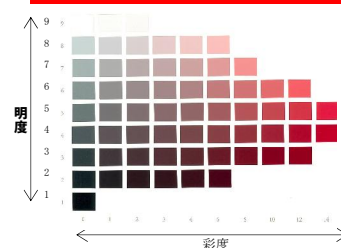
【別表1】建築物、工作物の色彩（マンセル表色系による）

色 相	全ての建築物の外壁と屋根及び工作物の表面で 使用できる色彩の範囲	延べ面積 1,000 ㎡以下 の建築物の屋根で 使用できる色彩の範囲
・ R (赤)  、YR (黄赤)  系の色相	彩度 8 以下	彩度 10 以下
・ Y (黄)  系の色相	彩度 6 以下	彩度 8 以下
・ 上記以外        の色相	彩度 4 以下	彩度 6 以下

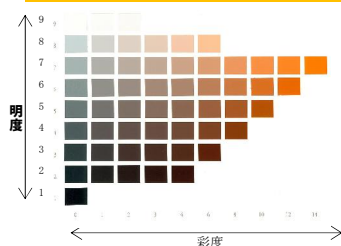
10

全ての建築物の外壁と屋根及び工作物の表面で
使用できる色彩の範囲

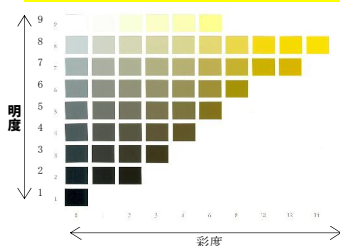
|
|
|

延べ面積 1,000 m²以下の建築物の屋根で利用できる
色彩の範囲

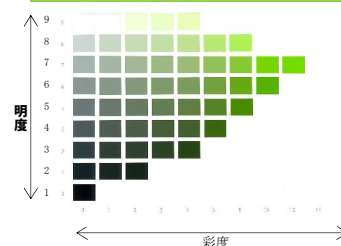
黄赤 (YR) 系の色相



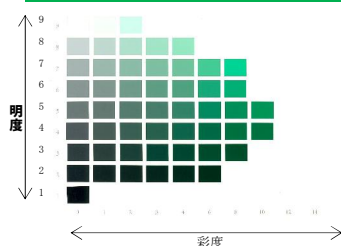
黄 (Y) 系の色相



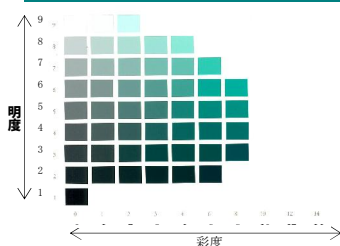
黄緑 (GY) 系の色相



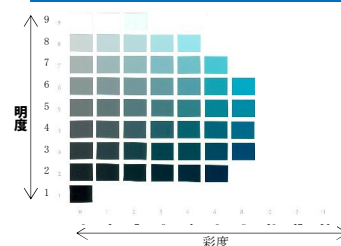
緑（G）系の色相



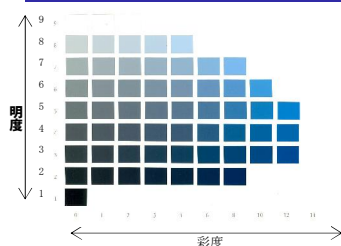
青緑（BG）系の色相



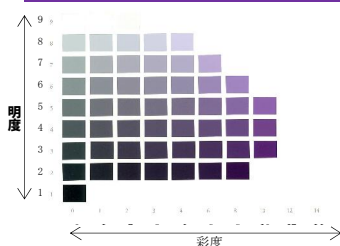
青 (B) 系の色相



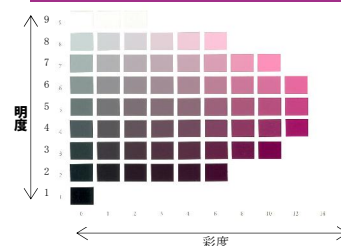
青紫 (PB) 系の色相



紫 (P) 系の色相



赤紫 (RP) 系の色相



※ただし、以下のものは上記の色彩の範囲に係わらず使用できるものとします。

- ・木材・レンガ・コンクリート・石など、表面に着色を施していないものの色彩や、ガラス材（表面、内部及び裏面に着色を施していないもの）の色彩。

色の表示方法

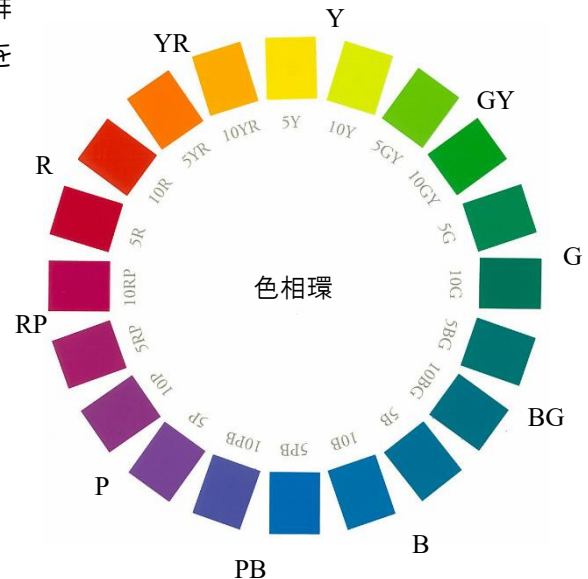
本景観計画運用指針では、日本工業規格（JIS）の標準色として利用されている「マンセル表色系」を用いて色彩の基準を表現しています。

●マンセル表色系とは

色は①色相（色合い）、②明度（明るさ）、③彩度（鮮やかさ）の三つの要素により表すことができ、これをマンセル表色系と呼びます。

①【色相（色合い）】

色相は「色合い」のことで、R（赤）、Y（黄）、G（緑）、B（青）、P（紫）を主要5色相とし、それぞれの中間にYR（黄赤）、GY（黄緑）、BG（青緑）、PB（青紫）、RP（赤紫）を加えた10色相を基準として分割し表現します。右図のようにこれを環状に時計回りに循環させて並べたものを色相環と呼びます。



②【明度（明るさ）】・③【彩度（鮮やかさ）】

下の図は色相環から5Rの色相を取り出し、明度と彩度の度合いの順に並べたものです。

彩度は横方向の変化で鮮やかさを表し、数値が高くなるほど鮮やかになり小さく低くなる程くすんだ色となります。彩度がゼロとなるとグレーとなり、これを無彩色と呼びます。

明度は縦方向の変化で、色の明るさを表し、数値が高くなるほど明るく（白っぽく）なり、小さいほど暗く（黒っぽく）なります。

●マンセル表色系における色の表し方

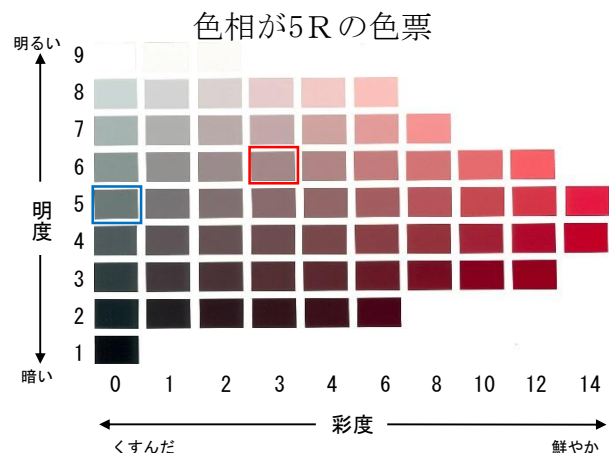
○有彩色の表現

3要素を【色相・明度／彩度】の順に表します。

右の赤い囲み□の色は

5R	6	3
色相	明度	彩度

 と表現し、「5アール6の3」と読み、色相が「赤、明度6、彩度3」の色を表します。



○無彩色の表現

明度を示す数字にNをつけて表します。

青い囲み□の色は

N	5
色相	明度

 と表現し、「エヌ5」と読み、無彩色の明度5の色を表します。